平成２４年（フ）第１７２号
愛媛県松山市高浜町２丁目1456番地
債務者　小川　千鶴
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７５号
愛媛県松山市東垣生町348番地10
債務者　原　　佳代
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８７号
福岡県久留米市津福本町21番地　Ｔ．ＢｉｔＬ111号
債務者　片岡　照子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９２号
福岡県久留米市南２丁目３番２―16号、前住所福岡県久留米市藤山町1799番地２
債務者　田中　正已
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７６号
宮崎県都城市広原町24号２番地　コーポグッデンハウス101号
債務者　岩切　正紀
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７７号
宮崎県都城市山之口町富吉1562番地１富吉団地63年１号棟２号
債務者　西ケ野伸治
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７８号
宮崎県都城市久保原町11街区44号　コーポ森山３棟222、前住所宮崎県都城市南横市町8273番地２
債務者　豊留　正和
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２７号
鹿児島県枕崎市立神北町453番地
債務者　茶園　美里
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２４１号
茨城県稲敷市羽賀1648番地
債務者　堀川昭一郎
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
茨城県牛久市田宮２丁目47番地８
債務者　遠藤　長一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
茨城県北相馬郡利根町大字布川3322番地
債務者　玉村　安代
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第８４３号
大阪府八尾市久宝園２丁目100番地の10
債務者　山下　淳史
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５６号
大阪府寝屋川市石津東町30番６号
債務者　亘　　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２０７号
大阪市東成区深江南１―５―10　ロイヤルハイツ深江南705、住民票上の住所地大阪市東成区深江南３丁目17番26号
債務者　ツッキープランニングこと　築山　**隆**久
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４４号
大阪府東大阪市近江堂１丁目14番10号、前住所大阪府松原市東新町３丁目13番１―102号
債務者　勝原　則雄
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１５号
大阪市住吉区南住吉２丁目６番21号　ホワイトコーポ南住吉401号
債務者　太田　朋之
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６９号
大阪市北区長柄東１丁目４番23―901号
債務者　久保　哲夫
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部